制限付一般競争入札の参加方法

この入札は、参加要件を全て満たせば、参加を希望する者は自由に参加できる、入札書は持参ではなく郵送する、予定価格（上限）が公表されている、入札結果をＨＰ上で公開するなど、しくみや手順などについても従来の**指名競争入札とは異なります**。また、参加を希望しない場合においては、**辞退届を提出する等の手続きは一切必要ありません。（入札を希望する場合のみ入札書を送付するなどの必要があります。）**

以下に全体の流れをまとめていますのでご確認ください。（３番以降の「クリックしてください」はこのページからはリンクしていませんので、契約課ホームページのトップページにある、それぞれの部分をクリックしてご覧ください。）

手順		場所
1	「公告文」を確認	この「参加方法」に続いて表示されます。 ※物品名や参加要件、納期限、予定価格などが記載されています。
2	「仕様書」を確認	今回は「公告文」に続いて表示されます。 ※物品の詳しい規格等が記載されています。
3	「共通の注意事項」を確認	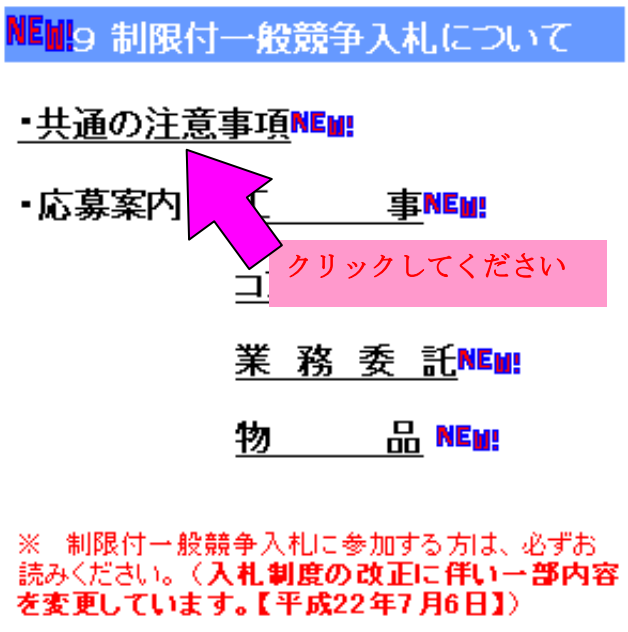 ※工事、コンサルタント業務、業務委託、物品全てに共通の注意事項が記載されています。

4	「応募案内」を確認	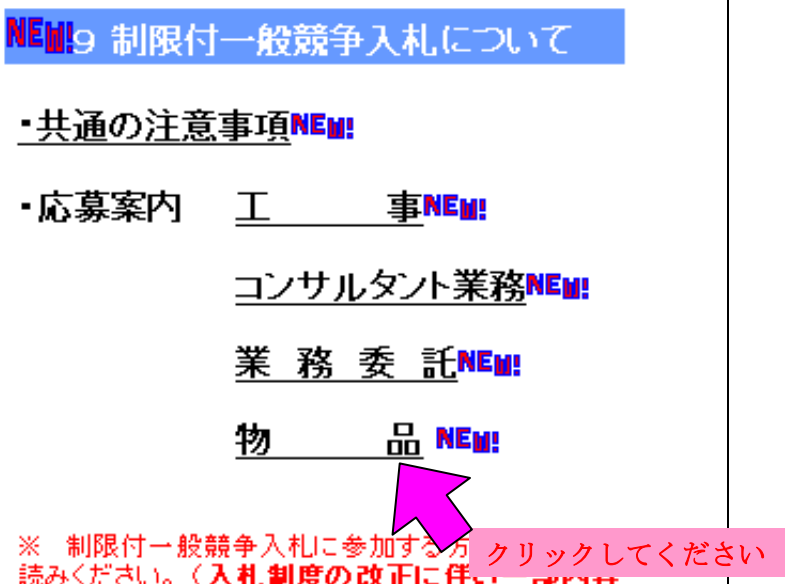 ※物品全般に共通する参加手順などの詳細が記載されています。
5	「Ｑ＆Ａ（物品）」を確認	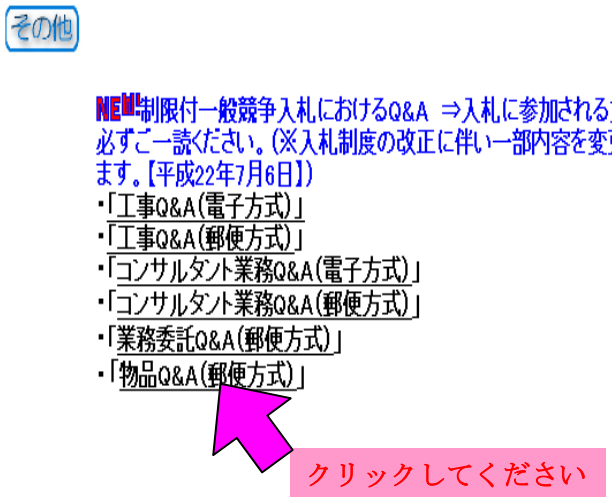 ※参加手順などでよくある質問が記載されています。ここに記載されているもの以外の質問は直接契約課までお願いします。なお、設計図書・仕様書等に関する質問は、質問期間中に「設計図書等に対する質問書（物品用）」により、ＦＡＸにてお願いします。

6	郵送直前に、当該物品に関する質問回答を確認	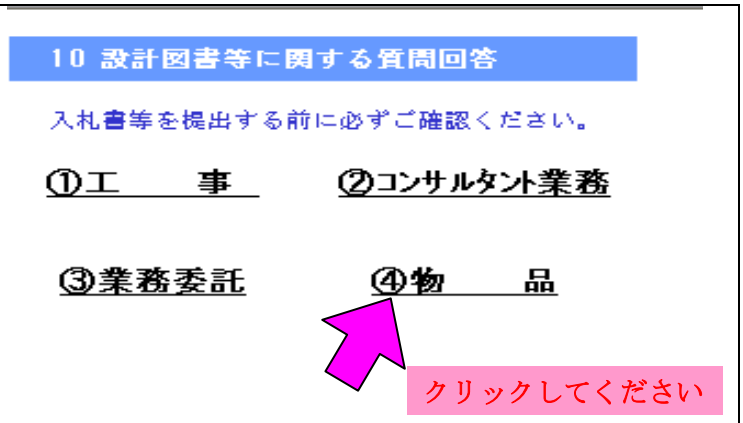 ※仕様書の解釈等について、見積りに影響があるような重要な内容が含まれていることがあります。契約課に到着した入札書は、全て回答日の午後１時以降に確認後記入されたとみなされますので、入札書の記入、郵送前には必ずご確認ください。
7	提出書類をダウンロードし、記入・押印	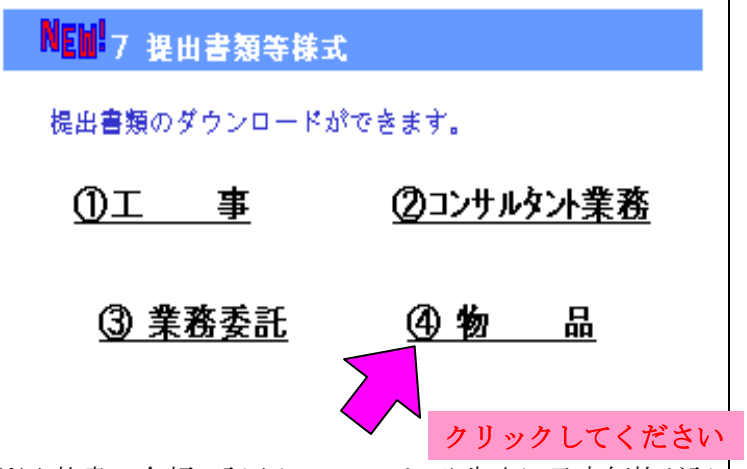 ※入札書の金額の記入については、公告文に予定価格が記載されていますので、絶対にこれを超えた金額の記入はしないでください。（指名停止の対象となりますので、見積金額が予定価格を超える場合は、入札をご遠慮ください。）
8	提出書類をそろえて封筒に入れ、提出期間内に書留等郵便局が配達した事実の証明が可能な方法にて契約課まで郵送	※　締切日必着ですのでご注意ください。 ※　入札書を任意の封筒に入れ、参加申請書と共に角２封筒等のＡ４サイズが折らずに入るものに封入し、封筒の表面に宛名シール(指定様式)を貼り付けてください。（公告文で提出を求められている場合には納入実績調書、契約書等の写しも同封してください。）
9	「参加確認書」を契約課にFAX	※　８の郵送後すぐに、受領証（お客様控え）を添付してFAX（０７８－９１８－５１５３）してください。

１０	結果を確認	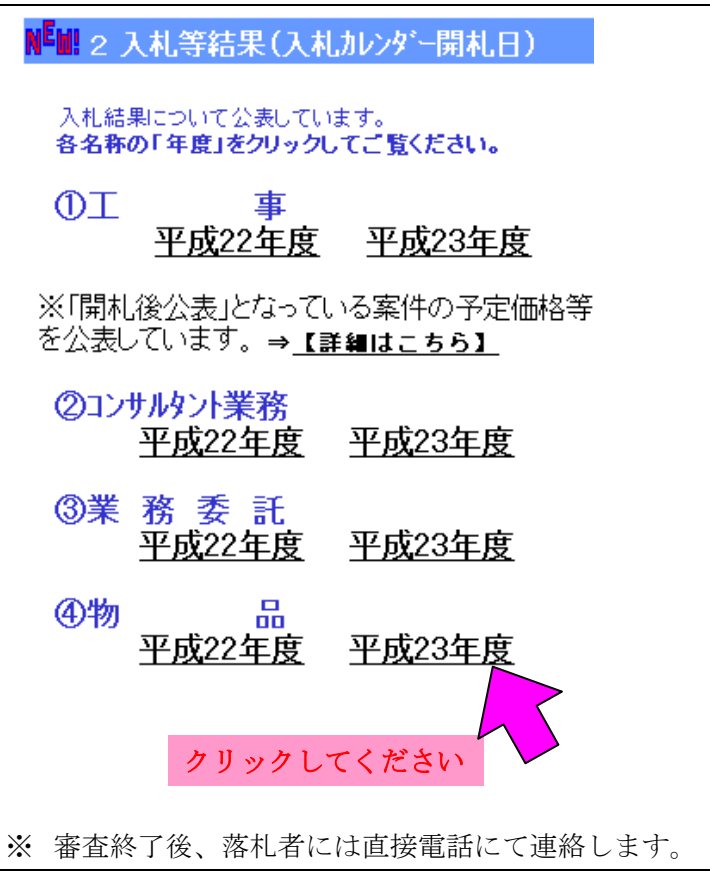 ※　審査終了後、落札者には直接電話にて連絡します。

流れは以上となります。

次ページより、公告文が表示されますので引き続きご確認ください。

明 契 第 ５ ８ ５ 号
平成２３年７月１４日

明 石 市 長　　泉　　房 穂
（公印省略　財務部契約課）

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札（郵便方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び明石市契約規則（平成5年規則第10号）第5条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

１　対象物品
（１）物品番号　　２３Ｒ１００３
（２）物品名称　　小型動力ポンプ付積載車
（３）納入場所　　明石市消防本部（明石市藤江９２４番地の８）
（４）物品概要　　消火活動機能を有する消防関係特殊緊急自動車
（５）納期限　　平成２４年３月９日

２　入札参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)
（１）明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)の物品の製造・売買の部に、契約の種類が車両で登録されていること。
（２）平成１８年４月１日から平成２３年６月３０日までの間に国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る「消火活動機能を有する消防関係特殊緊急自動車」を元請として納入完了実績を有すること。（消火活動機能を有する消防関係特殊緊急自動車用のシャシのみの契約実績は含まない。）
（３）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。
（４）明石市契約規則第３条の規定に該当しないこと。
（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
（６）明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
（７）契約締結の条件として、公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
（８）仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

３　入札参加申込み
（１）申込書等の送付期間
平成２３年７月２５日(月)から平成２３年８月１日(月)まで　(契約課必着)
（２）入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(指定様式)を角２封筒等のＡ４サイズが折らずに入るものに封入し、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けて郵送すること。（様式は変更になる場合がありますので、提出書類等一覧より最新のものをご利用ください。）
ア　制限付一般競争入札参加申請書
イ　入札書（任意の封筒に封入）
ウ　納入実績調書
（３）入札に参加を希望する者は、郵便物提出日中に、財務部契約課へ制限付一般競争入札参加確認書（指定様式）をＦＡＸ（０７８－９１８－５１５３）により提出すること。

４　仕様書についての質問及び回答
（１）仕様書に関して質問しようとする者は、下記期間内に財務部契約課へ質問書(指定様式)をＦＡＸ(０７８－９１８－５１５３)により提出すること。
平成２３年７月１４日(木)から平成２３年７月２０日(木)午後１時まで
（２）質問に対する回答
平成２３年７月２５日(月)午後１時からホームページにおいて公表する

５　　開札日時及び場所

（１）　日　時　　**平成２３年８月２日(火)　午後３時００分（予定）**

（２）　場　所　　８０４会議室（本庁舎８階）　　※開札状況により前後します。

６　　入札保証金

免除

７　　契約保証金

要(契約金額の１０分の１以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第２５条に該当する場合は免除等を行う場合がある。)

８　　予定価格(税抜)

５，７１４，２８５円

９　　契約条項等を示す場所

明石市契約規則、応募案内、入札のしおり等については、財務部契約課及び明石市ホームページにおいて閲覧することができる。

１０　　入札に関する条件

（１）　入札書が所定の日時までに到着していること。

（２）　入札者が同一事項について２通以上した入札でないこと。

（３）　入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。

（４）　入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されてないこと。

（５）　談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

１１　　無効とする入札

入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札、虚偽の申請により資格を得た者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札

１２　　その他

この物品に入札参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の「制限付一般競争入札共通の注意事項」及び「制限付一般競争入札の応募案内（物品）」を確認したうえで申し込むこと。

制限付一般競争入札の事務の流れ

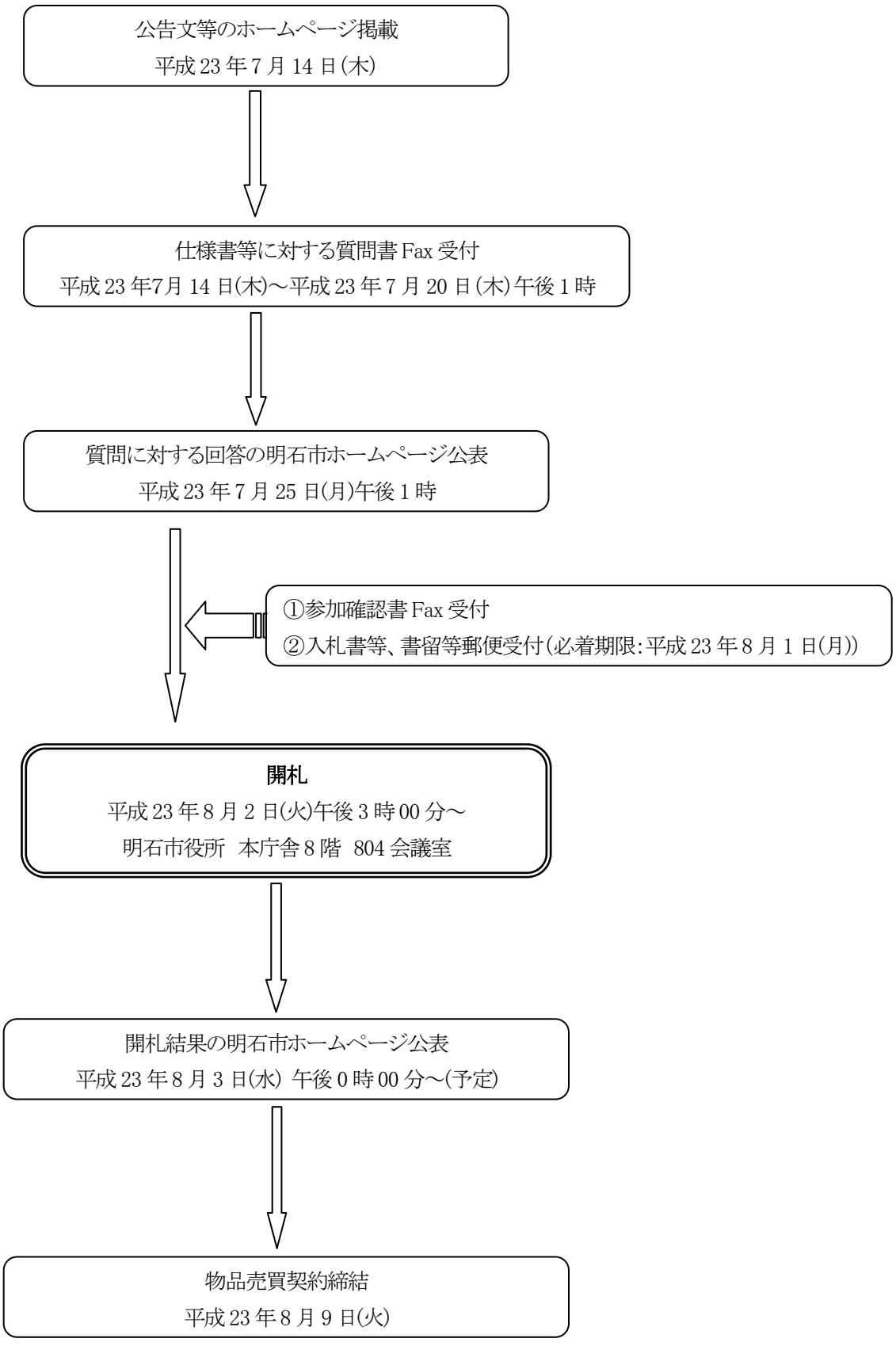
公告文等のホームページ掲載
平成 23 年 7 月 14 日(木)
仕様書等に対する質問書 Fax 受付
平成 23 年7月 14 日(木)～平成 23 年 7 月 20 日(木)午後 1 時
質問に対する回答の明石市ホームページ公表
平成 23 年 7 月 25 日(月)午後 1 時
①参加確認書 Fax 受付
②入札書等、書留等郵便受付(必着期限:平成 23 年 8 月 1 日(月))
開札
平成 23 年 8 月 2 日(火)午後 3 時 00 分～
明石市役所 本庁舎 8 階 804 会議室
開札結果の明石市ホームページ公表
平成 23 年 8 月 3 日(水) 午後 0 時 00 分～(予定)
物品売買契約締結
平成 23 年 8 月 9 日(火)

○制限付一般競争入札等におけるＱ＆Ａについて

入札参加希望者は、必ず事前に明石市役所ホームページの「入札コーナー」に掲載している制限付一般競争入札の「共通の注意事項」、「応募案内」、「Ｑ＆Ａ」の内容をご確認ください。（随時更新を行っておりますので、最新のものをご確認ください。）

○同額応札（くじ引きの執行）があった場合の取扱いについて

平成２０年１月３１日の開札分より、郵便方式において同価の入札があった場合のくじの執行方法を下記のとおり変更しています。

くじの対象となった同価の入札をした者の資格審査を、封筒に同封された提出書類を含めて、くじを執行する前に行い、入札参加要件を満たすと決定した「有効な同価の入札者」を対象にくじを執行します。

くじの執行についての電話連絡を、①「有効な同価の入札者」に対しては、くじの執行日時、②「無効な同価の入札者」に対しては、入札が無効となった理由（くじに参加できない理由）及び入札結果に無効の理由が表記されることを伝えます。

「有効な同価の入札者」によるくじの執行に際しては、代表者あるいは代表者からの委任状を持った代理人の出席が必要となります。なお、指定した日時に代表者等が出席できない場合は、当該入札事務に関係のない市職員が代理人となりますので、ご留意ください。（くじの辞退はできません。）

○明石市税の納税状況の確認について

納税状況の確認は　税務室納税課　TEL(078)918-5016 までお願いします。

※その他、公告文記載内容を充分にご確認ください。

平成２３年度

小型動力ポンプ付積載車仕様書

明石市消防本部

小型動力ポンプ付積載車仕様書

第1　総　則

1　この仕様書は、明石市消防本部（以下「当本部」という。）が購入する小型動力ポンプ付積載車（以下「車両」という。）の艤装、付属品及び性能等について必要な事項を定める。

2　車両は、本仕様書及び承諾図書によるほか、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 24 号。以下「動力ポンプの規格」という。）の規定に基づき製作すること。

3　車両は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合し、緊急自動車として承諾が得られるものであること。

4　受注者は契約締結後、当本部と詳細な協議を行い、承諾を得たのち製作に着手すること。

5　この仕様書に記載する事項の解釈は、全て当本部の解釈によるものとする。疑義が生じた場合及び細部については当本部に連絡のうえ、承諾又は指示を受けること。

6　艤装等に使用する原材料や物品は、環境にやさしい物を使用するとともに艤装等において出た廃材等は、適切に処分すること。

7　提出図書等

⑴　受注者は、製作に先立ち次に掲げる図書を提出して当本部の承諾を得るものとする。

ア　製作承諾図〔車体艤装四面図〕　　3 部（1 部は承諾後返却）
イ　製作工程表　　1 部
ウ　契約金額明細書（契約後、速やかに提出のこと。）1 部
エ　その他指示するもの

⑵　受注者は、納入時に次に掲げる図書を提出するものとする。

ア　責任保証書〔艤装関係〕
イ　日本消防検定協会受託試験済証　　1 部
ウ　車両取扱説明書
エ　各種装備品の取扱説明書　　1 部

8　検査

検査は、中間検査及び完成検査とする。

⑴　中間検査

検査は、塗装工程前に施工の場所において行う。

受注者は、検査予定日の 20 日前までに検査申請書を提出し、当本部検査

員の検査を受けるものとする。

⑵　完成検査

検査は、当本部の指定する場所において行う。

受注者は、納入期限までに補修、調整ができるよう余裕をもって検査日を設定し、当本部へ連絡すること。（納入日約２週間前）

検査による不備指摘事項は、完全整備ののち、再検査を受けること。

⑶　中間検査及び完成検査は、本仕様書、承諾図、動力ポンプの規格に基づき実施する。

⑷　上記のほか、製作途中において確認又は検査を実施することがある。

９　自賠責保険及び自動車重量税

登録時に必要な自動車損害賠償責任保険証明書は、受注者が用意するものとし、その費用については、別途請求するものとする。又自動車重量税印紙は、登録予定日の３週間前に明石市消防本部警防課に「重量税申込書」を提出し、後日、当本部において交付を受けるものとする。ただし、自動車リサイクル料他登録等に係るその他一切の諸経費については、契約金額に含むものとする。

10　購入台数、納期、納入場所

⑴　購入台数　１台

⑵　納期は、新規登録手続き完了後、平成２４年３月９日とする。

⑶　納入場所は、明石市藤江９２４番地の８　明石市消防本部とする。

第２　補　則

１　完成車両の保証期間は、納入後１年間とする。ただし、保証期間以後であっても、設計不良、施工不良により不都合が生じた場合は無償で部品の取替え、修理を行うこと。

第３　仕　様

１　各車両は、消防団活動に必要な装備及び付属品等の積載装置を設け、迅速かつ効果的な活動が行える構造とし、堅牢で耐久性に富み点検整備が容易であること。

２　使用シャシ、原動機の概要

当該車両に使用するシャシは、次に定める規格に適合し、かつ当仕様書に記載する装備品、積載品を装備するに最も適したシャシであること。

⑴　全鋼性ダブルキャブ標準デッキ　１，２５０kg積みシャシ

⑵　水冷４気筒２，０００cc クラス　ガソリンエンジン

⑶　変速機は、オートマッチクトランスミッション

⑷　乗車定員は５名以上とし、定員分のシートベルトを備え安全に乗車できること。
⑸　日常の点検手入れが容易な構造であること。

3　キャブの艤装

⑴　乗降用安全手摺り及びステップ取付
⑵　後部座席前握り棒取付
⑶　キャブ内取付機器の配線は、切損防止のため移動、垂れ下がりのないよう確実に固定のうえ、極力目立たない部分に配線すること。また、外部取付機器配線のキャブ内引き込みは、雨水等が浸入しないよう十分な防水処理を施すこと。

4　後部荷台の艤装（別図参照）

⑴　小型動力ポンプの積載装置は、レール引出し式とする。走行中、落下破損等を生じない構造で、かつ、容易に積み下ろし可能なものであること。特に、可動式部分の始点、終点部の固定を確実にできるストッパーを設けること。
⑵　小型動力ポンプ引出しレールの左右は、横のあおりを開け梯子・担架・とび口等の長物が取り出せる縞鋼板張りの収納スペースを設け、上部に人が乗り降りしても耐えうる強度を有する構造とすること。
⑶　小型動力ポンプは、収納状態でエンジン始動及び放水を可能とするため、排水誘導管及び排気誘導管を設けること。(荷台床に穴を開けても差し支えない。)
⑷　荷台前部には、左右両側に分けてホース 10 本以上収納可能なホース収納棚を設けること。この収納棚は、車外両側から容易にホースが出し入れ出来る構造であること。
⑸　別表記載の装備品、取付品及び付属品積載のための装置を設けること。
⑹　車両用バッテリーと小型動力ポンプ用バッテリーが接続できる配線を設け、車両用バッテリーを使用しても始動できる構造とし、接続コードの長さは車両外で始動可能な長さとすること。又フック等を設け配線処理をすること。
⑺　後部荷台を幌張りとし、キャブに接する部分は後方確認を容易にするため、一部透明ビニール張りとする。また、幌左右に消防広報用幕用ロープ通しを縫い付け、ホース収納棚の部分には、ホースを容易に出し入れするためのチャックを付けること。(別図参照)
⑻　班旗立てを最後部左右に設けること。取付高さ等は別途協議すること。
⑼　後部あおり扉の内側にステップを設けること。

5　主要装置

⑴　警報装置

警報装置は、一般自動車が備えるもののほか次のものを備えること。

ア　電子サイレンアンプ

型式　　大阪サイレン製「TSK－5101V（5102V）MK-10 シリーズ」

出力　　50W タイプ

機能　　サイレンスイッチ「ON」にした場合連動して警光灯が作動するものであること。（警光灯スイッチの単独操作も可能であること。）

各機能スイッチは通常緑色の透光表示とし、スイッチ「ON」で赤色透光表示に変わり、作動状態を明確に表示すること。（停止スイッチを除く。）

イ　マイクロホン

音声合成機能は、消防団標準タイプとする。

ウ　後退警報ブザー

⑵　灯火装置

灯火装置は、一般自動車が備えるもののほか次のものを備えること。

ア　散光式警光灯（ＬＥＤ）

形状　　大阪サイレン製「ＮＦ－ＶＪシリーズ」（赤色）

型式　　スピーカー2 個、専用５ＳＡ内蔵、標識灯付

寸法　　長さ 1,290 ㎜以上車幅以下、奥行 300 ㎜以上、高さ 250 ㎜以下

イ　標識灯（散光式警光灯に内蔵）

ウ　後方特殊赤色点滅灯（大阪サイレン社製 LF－１２Ｃ）一対

エ　作業灯　ホルムスウィレン性「ＷＬ－PFBP１２Ｃ」を荷台後部右取付、使用時以外は幌の中へ収納可能な構造とする。

オ　照明灯　大阪サイレン製「ＬＩ－２１」を（荷台部に取り付け、スイッチは運転席計器板取付）

⑶　全自動バッテリー監視装置

車庫にて小型動力ポンプ及び積載車のバッテリーを充電できるよう、コンセント１つの配線で１００Ｖを供給できるようにすること。

なお、コネクタはマグネット式とし、出動時に容易に取り外しができるものとする。

6　消防用無線傍受機

無線傍受機は、車載型（８チャンネル）１基を取付けること。取り付け後、固定チャンネルは、１５２．８１MHz にセットしておくこと。

7　装備品、積載品

別表（取付品及び付属品等）のとおり

8　小型動力ポンプ

⑴　動力消防ポンプ技術上の規格を定めた省令の Ｂ３級の能力を有し、水冷４ストロークガソリン（冷却水還流式）エンジンとする。

また、エンジン出力（検定）が２２ｋＷ以上の能力を有するもの。

⑵　セル始動式、無給油式真空ポンプ付とする。

⑶　その他標準付属品一式

9　付属品

⑴　車両用予備電球各種

⑵　交換部品（エンジンオイル、オイルエレメント各１回分）

⑶　その他車両標準付属品一式

10　塗装及び記入文字

⑴　車体は十分な防錆処理のうえ、赤色塗装とする。

⑵　記入文字等は、次のとおりとする。

ア　キャビンの後部ドア左右に白色丸ゴシック体（11㎝×11㎝）で「明石市消防団森田班」をそれぞれ記入すること。

イ　標識灯（赤色回転灯内蔵）の前面及び後面に、黒色丸ゴシック体で班名記入すること。

ウ　小型動力ポンプ、発電機及び消火器には、白色丸ゴシック体で班名を記入すること。

別表　取付品及び付属品

No.	品名	メーカー・形式等	数量
1	散光式警光灯	大阪サイレン製「ＮＦ－ＶＪシリーズ」	一式
2	電子サイレン	大阪サイレン製「TSK-5101V（5102V） MK-10 シリーズマイク付き、音声は消防団標準仕様	一式
3	後退警報ブザー	夜間用解除スイッチ付	一式
4	自動車用消火器	畜圧式 ABC 粉末消火器 4 型	1
5	車輪止め	ゴム製品	2
6	照明灯	大阪サイレン製「ＬＩ－２１」	1
7	標識灯	散光式警光灯一体型	1
8	赤色点滅灯	荷台後上部に取付（大阪サイレン製作所製 LF-11S）	一対
9	作業灯	ホルムスウィレン製「ＷＬ－PFBP１２Ｃ」	一式
10	後部ボディー上部幌	（別紙のとおり）	一式
11	旗立て	最後部左右取付	一対
12	吸管	75 ㎜× 6 m 国検品	1
13	吸管ストレーナー	75 ㎜用	1
14	吸管ちりよけ籠	75 ㎜用	1
15	吸管枕木		1
16	吸管ロープ	径 10 ㎜×15m	1
17	吸管スパナ		一対
18	吸管バンド	ナイロン製　灰色	2
19	消火栓媒介金具	75 ㎜メスネジ×65 ㎜差込メス	1
20	消火栓開閉金具	明石市型及び特殊型（積載固定装置のみ設置、形状、寸法等は別紙参照）	支給品
21	管そう	65 ㎜背負いバンド付アルミ合金製	1
22	ノズル	可変噴霧 21 型	1
23	管そう	50 ㎜背負いバンド付アルミ合金製	1
24	ノズル	可変噴霧 21 型	1
25	はしご	二つ折りはしご	1
26	とび口	長さ 1.8m	2
27	剣先スコップ		1
28	金てこ		1
29	ホース	65 ㎜×20m　国検品（口金はアルミ合金製）1.3MPa	1
30	ホース	50 ㎜×20m　国検品（口金はアルミ合金製）1.3MPa	2
31	媒介金具	65 ㎜×50 ㎜２口	1

32	タイヤチェーン		一式
33	照明金具	発電機／ホンダ EX6・コードリール／30m(B-1 型) 投光器／三脚付移動用照明灯 300W(G-300 型)	一式
34	スタンドパイプ	町野式／軽合金製引上げ単口／60cm 以上	1
35	無線機	車載型（8 チャンネル）	一式
36	泥除けゴム	全輪取付	4
37	スペアタイヤ	ホイル付	1
38	カーエアコン	純正品（車両標準装備）	一式
39	カーラジオ	純正品	一式
40	サンドバイザー	前、後部ドア用	4
41	担架	ポールストレッチャー90 インチ「ＦＷ－1901－042」	1

艤装、積載参考図

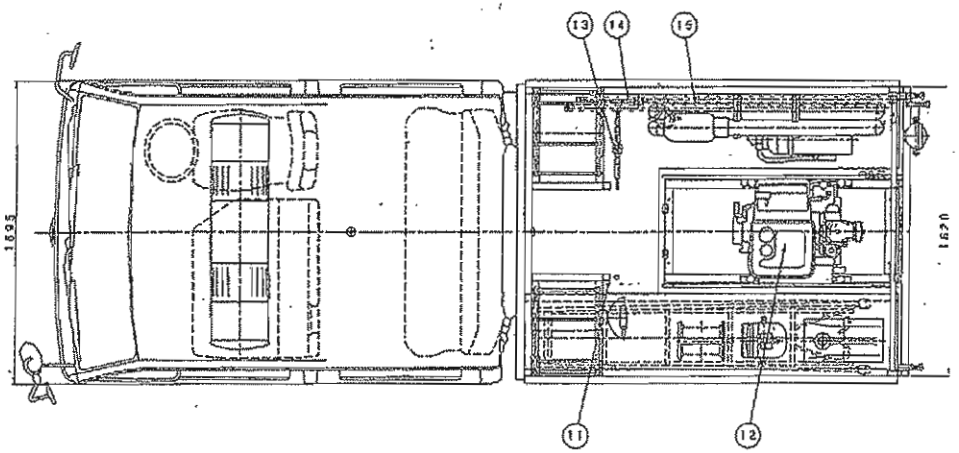

別添艤装積載参考図（物品等一覧表）を参照のこと

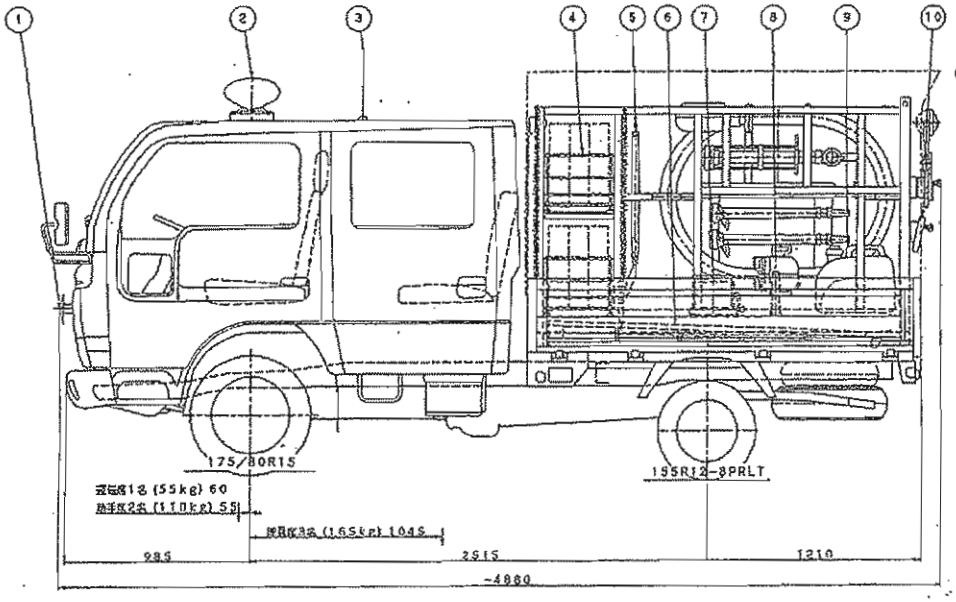

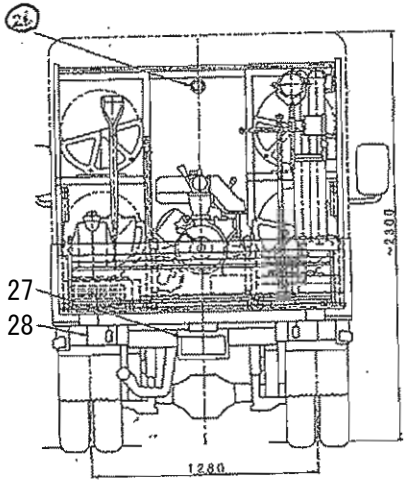

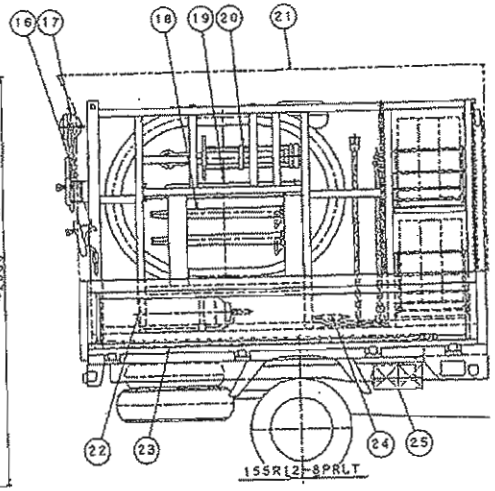

艤装積載参考図（物品等一覧表）

番号	名　称	仕　様	個数	番号	名　称	仕　様	個数
1	団マーク	150㎜	1	22	消火器	畜圧式ABC粉末4型	1
2	赤色警光灯	NF-VJシリーズ	1	23	とび口	1.8m	2
3	受令専用アンテナ	ホイップ式	1	24	消火栓媒介金具	75㎜メスネジ×65㎜差込メス	1
4	三日月形ホース台	上下2段式	左右各2	25	車輪止め	ゴム製	2
5	剣先スコップ		1	26	後部荷台照明灯	大阪サイレン製「LI－21」	1
6	はしご	積載二つ折り3.6m（赤塗）	1	27	ナンバープレート		1
7	コードリール	B－1型	1	28	コンビネーションランプ		左右各1
8	投光器	G－300型	1	【特記事項】			
9	発電機	ホンダEX6型	1	a	電子サイレンアンプは大阪サイレン製「TSK-5101V、MK-10」マイク付き		1
10	旗立てパイプ		左右各1	b	音声は消防団標準仕様とする。		アンプ内蔵
11	金てこ		1	c	消防用無線傍受機取付（車載型8チャンネル、固定チャンネルは152.81にセット）		1
12	可搬ポンプ	水冷4ストローク（B－3級）	1	d	艤装用メインスイッチ取付		1
13	消火栓開閉キー	十字型	1	e	ステップはアルミ縞板仕様		1
14	消火栓開閉キー	丁字型	1	f	バッテリー脱着装置		1
15	吸水管	75㎜×6m	1	g	荷台後部あおりに折り畳みステップ取付		1
16	吸管スパナ		一対	h	予備電球（前照灯用）		1
17	後部作業灯	ホルムスウィレン製「WL-PFBP12C」拡散型	1	i	ホース（口金はアルミ合金製とする）		3
18	差込管槍	65㎜バンド付アルミ合金製	2	j	吸管バンド		1
19	三脚	K－1型	1	k	全自動バッテリー監視装置		1
20	スタンドパイプ	町野式、単口引上式（715㎜）	1	l	ポンプ両サイド下部収納スペースに担架を収納（はしご、とび口等との仕切り）		1
21	ボディー幌		1				

消火栓開閉金具　(支給品、丁字型)

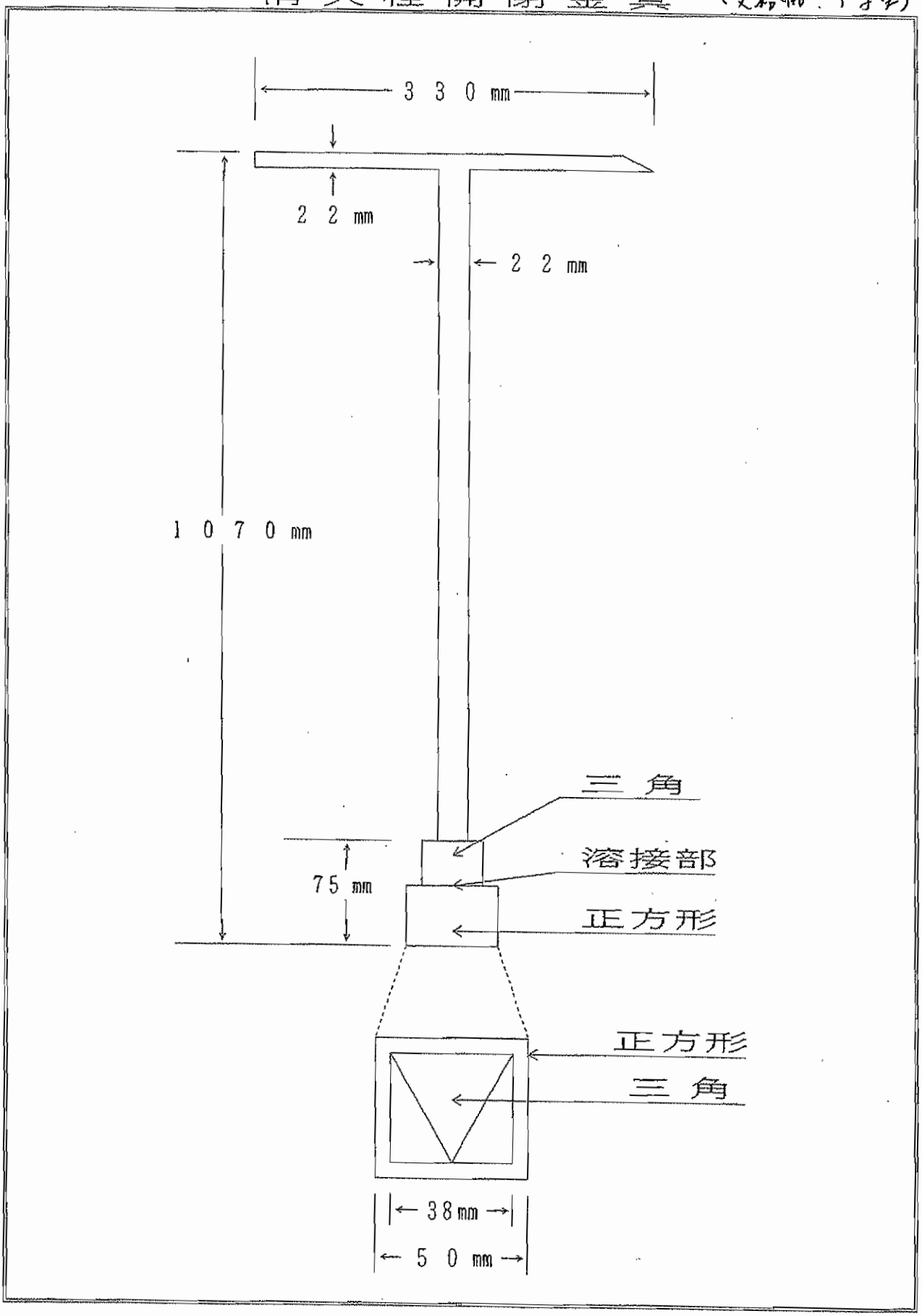

消火栓開閉金具〔新型〕（支給品 十字型）

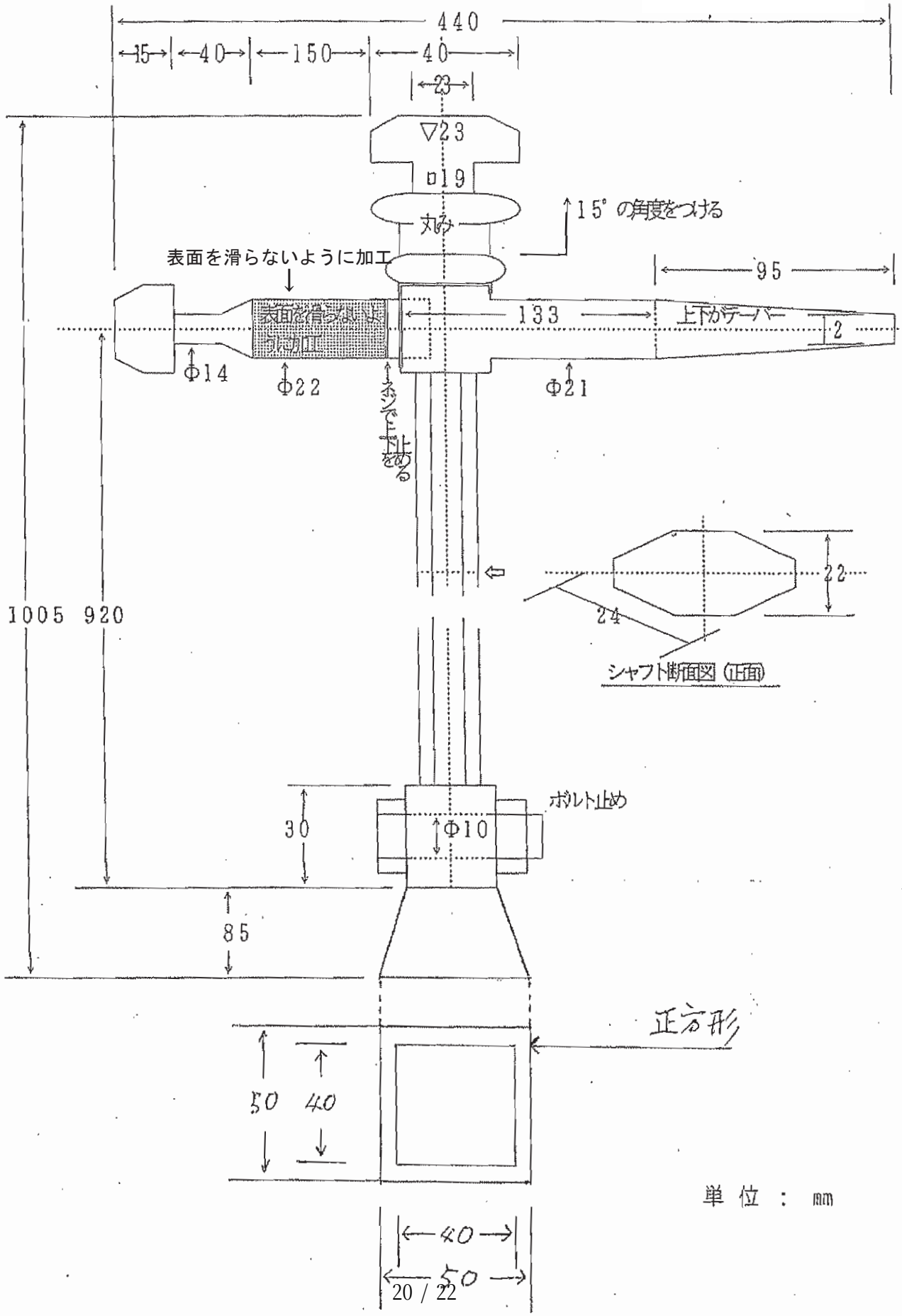

消防広報用幕の紐穴

合計4箇所

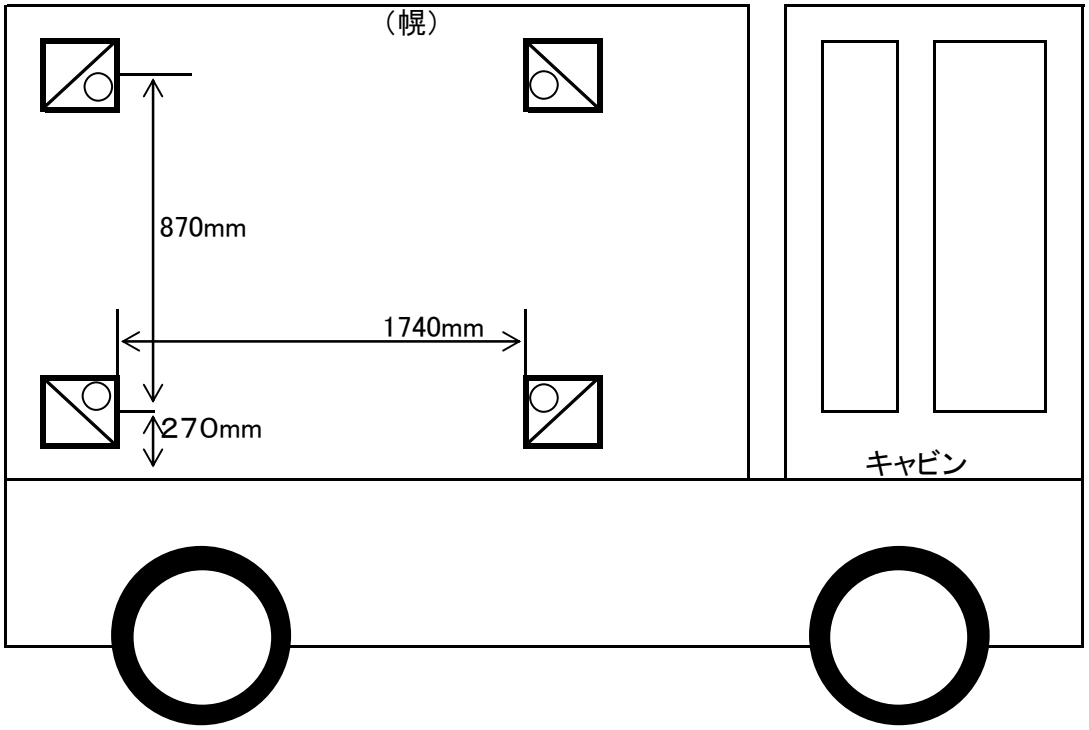

＊紐穴取り付けの際には、消防本部より「火の用心幕」の見本を
借り受け、適当な位置に設置すること。

1　班旗のサイズ

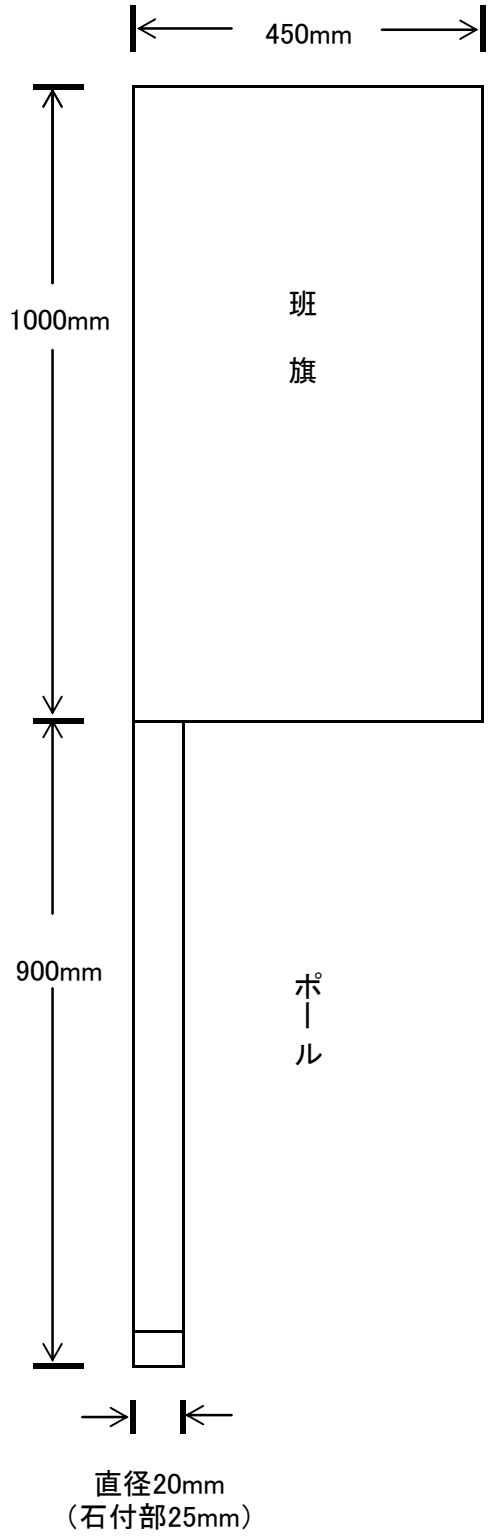

2　幌取付のパレード幕サイズ